

ショートステイやまゆり（指定(介護予防)短期入所生活介護事業）運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人春風会が運営する特別養護老人ホームやまゆり荘に併設する専用床を利用して行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる職員（以下「職員」という。）が、利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（利用定員）

第3条 利用定員は20名とする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 介護職員を除く管理者及び職員は、特別養護老人ホームやまゆり荘の管理者及び職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1） 管理者 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- （2） 職員
- | | |
|---------|----------------|
| 医師 | 1名（非常勤） |
| 生活相談員 | 1名以上（常勤） |
| 看護職員 | 1名以上（特養兼務常勤換算） |
| 介護職員 | 7名以上（常勤換算） |
| 栄養士 | 1名以上（常勤） |
| 機能訓練指導員 | 1名以上（常勤） |

職員は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

（3） 事務職員 2名以上（常勤）

事務職員は、必要な事務を行う。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

（内容及び手続きの説明及び同意等）

第5条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

3 事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第6条 事業者は、当該指定短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第7条 事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第8条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第9条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービスの提供の記録）

第10条 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第11条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止にすべく、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3 職員は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（身体拘束廃止の取り組み内容）

第12条 事業者は、利用者本人又は利用者の生命及び身体の保護するため緊急やむを得ず最低限の身体拘束を行うことがある。

2 事業者は、指定介護短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限するような行為を行ってはならない。

3 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明し、同意を得なければならない。

4 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 その後経過観察記録をつけ、身体拘束廃止委員会において随時再検討し改善に努めるものとする。

6 身体拘束廃止の取り組みについては指針を整備し、全職員へ周知徹底を図るものとする。

（虐待防止の取組み内容）

第13条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための選任の担当者をおく。

2 施設では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。また、選任担当者として生活相談員を置くこととする。

3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は場合により他の委員会と一体的に行う他、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知すると共に、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（指定短期入所生活介護の具体的取扱方針）

第14条 指定介護短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

（1）指定介護短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（2）管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護短期入所生活介護計画を作成するものとする。

（3）介護短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

（4）管理者は、介護短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

（5）管理者は、介護短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

（6）指定介護短期入所生活介護の提供に当たっては、介護短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

（7）指定介護短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（介護）

第15条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

（1）1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴が出来ないときは清拭）

（2）排泄の自立についての必要な支援

（3）おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切

な取り替え

(4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第16条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第17条 事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第18条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 職員は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第19条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第20条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第21条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 滞在に要する費用

(3) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

(6) 理美容代

(7) その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、別表（第19条関係）に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 事業者は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第22条 前条第2項第五号に規定する通常の送迎の実施地域は、中之条町、東吾妻町及び高山村の区域とする。

第5章 緊急時・非常災害対策

（緊急時の対応）

第23条 施設は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関へ連絡すると共に管理者に報告する。また主治医への連絡が困難の場合は、救急搬送等の措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第24条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある箇所に定期点検。

3 施設は、地域住民や関係機関を交え、所轄消防署との連携及び定期的に避難、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

（業務継続計画の策定）

第25条 施設は感染症や非常災害発生において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、感染症及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を整備する。

2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。（年2回）

3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

（利用者に関する市町村への通知）

第26条 事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

（1）正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

（2）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第27条 事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業所は、医療、福祉関係の資格を有さない無資格者に関して、認知症介護基礎研修を受講させることとする。

3 事業者は、事業所の職員によって指定短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（衛生管理等）

第28条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

（2）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（3）介護職員その他職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施、及び訓練を定期的に行う。

（閲覧）

第29条 事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を配置し閲覧しやすい環境を整えることとする。

（秘密の保持等）

第30条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密（個人情報も含む）を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の中で取り交わすこととする。

2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（苦情等への対応）

第31条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者及びその家族に報告するものとする。

2 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（地域等との連携）

第32条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第33条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故発生又はその再発防止を適切に実施するため安全対策担当を置くこととする。

2 安全対策担当者は、専門研修を受講し終了証を取得した生活相談員とする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（記録の整備）

第34条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（1）短期入所生活介護計画

（2）第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第11条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）第22条に規定する市町村への通知に係る記録

（5）第27条に規定する苦情の内容等の記録

（6）第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他の重要事項）

第35条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

第 7 章 雑 則

(改正)

第 36 条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、施設名称を変更し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、第 4 条第 2 項と第 5 条を変更し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、第 6 条第 6 項を変更、第 7 条第 1 項、第 2 項を変更し第 3 項を第 4 項に繰り下げ、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は、第 8 条を変更し、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この規程は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）の改正に伴い全文を見直し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、第 19 条第 3 項に別表を追加し、平成 19 年 11 月 16 日から施行する。
- 8 この規程は、第 19 条第 3 項の別表を変更し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、第 19 条第 3 項の別表を変更し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、第 12 条を追加し第 13 条以下条文を繰り下げ、第 22 条を追加し第 23 条以下条文を繰り下げ、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、第 19 条第 3 項の別表を変更し、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 12 この規定は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（令和 3 年 4 月 1 日施行）の改正に伴い全文を見直し、13 条を追加し第 14 条以下条文を繰り下げ、第 25 条を追加し第 26 条以下条文を繰り下げ、第 21 条第 3 項の別表を変更し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。